

10 農林水産業

ア 農業・農産物等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
農業生産法人制度 (農林水産省)	農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。	速やかに 検証に着手	結論を得たものから逐次実施			<p>(農林水産省)</p> <p>現行の農業生産法人制度及びその実態について検証を行うため、株式会社形態の農業生産法人の経営者をはじめとする関係者の参加の下、「農業経営の法人化に関する意見交換会」等を開催した。(平成14年3月6日。以降逐次開催)</p> <p>また、農業法人の自己資本充実のための措置として、民間主導の農業法人投資育成会社(農業法人への出資業務を行う会社)を設立し、当該会社から農業法人への投資を促進するための関係法案を、第154回国会に提出した。</p> <p>なお、新たな農業生産法人制度の施行後1年余が経過した平成14年4月時点において、株式会社形態の農業生産法人は24法人となっている。</p>	